

2026年6月26日

株主各位

香川県高松市花ノ宮町2丁目3番9号  
株式会社四電工  
代表取締役 社長 関谷 幸男

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関する取締役会決議公告

当社は、2026年6月26日開催の当社取締役会において、自己株式の処分について、下記のとおり決議いたしましたので、公告いたします。

記

1. 処分する株式の種類および数	普通株式 31,200株
2. 処分株式の割当方法	第三者割当ての方法による。
3. 処分株式の給付金額	処分株式1株につき金2,032円
4. 給付金額の総額	金63,398,400円
5. 金銭以外の財産を出資の目的とする旨並びに当該財産の内容及び価額	2026年6月26日開催の当社取締役会決議に基づき、下記6.記載の割当対象者4名に支給される当社に対する金銭報酬債権合計金63,398,400円(処分株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金2,032円)を出資の目的とする。
6. 処分先	当社取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。) 3名 28,200株 当社取締役を兼任しない統括執行役員 1名 3,000株
7. 処分株式と引換えにする財産の給付期日	2026年7月17日

以上